

2021年1月6日

東京都知事 小池百合子 殿  
東京都 福祉保健局長 殿  
総務局長 殿  
住宅政策本部長 殿

## 【緊急事態宣言発出にかかる住居喪失者への支援要望】

賛同団体： 一般社団法人つくろい東京ファンド、有限会社ビッグイシュー日本、認定NPO法人ビッグイシュー基金、NPO法人官製ワーキングプア研究会、新型コロナすぎなみアクション、コロナ災害対策自治体議員の会、認定NPO法人世界の医療団、特定非営利活動法人TENOHASI、新型コロナ災害緊急アクション、反貧困ネットワーク、社会慈業委員会ひとさじの会、ホームレス総合相談ネットワーク、渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合（のじれん）、「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク世話人会、（以上、14団体）呼びかけ人：北島拓也

昨年末からの急速な新型コロナウイルス感染拡大を受け、政府より1都3県での緊急事態宣言が発せられる予定であることが発表されました。

東京都では昨年4月の緊急事態宣言時及び年末年始にかかり住まいを失った方への緊急宿泊事業を実施いただいたものと承知しております。昨春には1000人余りが、また年末年始期間でも多くの方がビジネスホテルを利用されました。

今回の緊急事態宣言では飲食店等を中心とする休業要請が発せられるとのことから、ネットカフェ等の商業施設が対象となることも想定されます。

日雇い等の仕事をしながらネットカフェ等で生活する方が多数存在するという現実を鑑みると、緊急支援体制やその十分な周知無しにネットカフェ等が休業となった際には、それらを起居の場としている方がすぐさま路上生活に至る可能性があります。

### [1]緊急事態宣言に伴う支援について

感染拡大防止の観点からネットカフェ等も休業要請の対象となる際には、昨年の緊急事業での課題も踏まえる形での更なる緊急支援が必要です。前回宣言時の緊急宿泊事業では、多くの方がビジネスホテルの利用や一時住宅へ入居された一方で、周知の不徹底や利用する窓口による対応格差、またビジネスホテル退所後に一定数不安定な居住環境に戻ってしまった方がいたことなどが課題として挙げられることと存じます。

### [2]生活保護の利用を促す取り組みについて

また、ネットカフェ等生活者でも、所持金が少ない場合や、現在の雇用情勢の下すぐに就労するのが難しい場合は生活保護を利用することが現実的だと考えられますが、支援現場では相談者の生活

保護への忌避感の強さを改めて感じているところです。昨年厚生労働省がHPにて生活保護が国民の権利であることを呼びかけたところではありますが、東京都としても都知事自ら呼びかけるなど様々な形で生活保護利用の敷居を低くするための取り組みや、各福祉事務所で適切な対応がなされるよう働きかけを行なっていただく必要があると考えます。

上記[1][2]両者に関係することとして；

今後長引く経済停滞により失業や雇い止め等で生活が立ち行かなくなり住まいを喪失する方やその恐れのある方が増加していくものと考えられます。また、ネットカフェ等が恒常的な住まいとして適切ではないことは明らかであり、ネットカフェ等への休業要請如何に関わらず、誰もが安定した住まいを確保できるよう大胆な施策を講じていただく必要があると考えます。

これには、公営住宅等の利活用に加え、応急借上げ住宅（いわゆる見なし仮設住宅）適用などによる住宅確保や、また生活保護利用者の居宅保護の原則を徹底するための民間支援団体との連携や、居住支援協議会・法人など既存の社会資源の機能強化など柔軟な取り組みをお願いしたく存じます。

以上の状況を踏まえ、緊急事態宣言発出に備え以下を要望いたします。

#### <要望>

##### [1] 緊急事態宣言に伴う支援について

1. ネットカフェ等の商業施設を起居の場としている方がいらっしゃる現状を鑑み、ネットカフェ等の商業施設を緊急事態宣言に伴う休業要請の対象にする場合は、以下に示す必要な支援を行うとともに、緊急宿泊支援の周知のため、一定の猶予期間を設けること。
2. 休業要請の如何に関わらず、コロナ禍の影響等で住まいを失う方への必要な支援を行うこと。
  - ① 現在行われている一時滞在場所提供を継続・拡充すること
  - ② その際、積極的な広報を行うこと
  - ③ 利用する窓口による対応格差を是正し支援の全体像をわかりやすく設計すること
  - ④ 一時宿泊場所滞在后、関係機関と連携し必要な支援の窓口や住宅への接続を確実にすること

##### [2] 生活保護の利用を促す取り組みについて

1. 生活保護は国民の権利であること、誰もが困窮時に利用できることを、HPやSNSだけでなく都知事自ら呼びかけることやテレビCM、インターネット広告、街中の電光掲示板の活用など、東京都からも積極的な発信を行うこと。
2. 各自治体で適切な運用が徹底されるよう東京都としても指導や監督を行い、申請を受け付けないなど不適切な運用を防ぐこと。

[1][2]両者に関して；

安定した住まいの確保（生活保護の場合は居宅保護の原則の遵守）が図られるよう、入居できる住宅を確保すること。その際には、公営住宅の活用や応急借上げ住宅の適用、民間支援団体との連携、居住支援協議会・法人の機能強化などあらゆる手段を講じられたい。

以上

◆本件に関するお問い合わせ

呼びかけ人：北島拓也（きたばたけたくや）

デモクラティック・デザイン シャリんの唄

東京都大田区西馬込 1-3-4 カサメヒカーナ 1F

sharinnouta.cafe@gmail.com

080-6610-4866